

公益財団法人原子力安全技術センター 代表理事 殿

申請者 申 請 番 号
所 在 地

名称又は氏名
代表者の職・氏名 印

令和 2 年度間接補助金交付申請書

令和 2 年度被ばく線量低減設備改修等補助金交付規程 (以下「交付規程」という。) 第 6 条第 1 項の規定により間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)、被ばく線量低減設備改修等補助金交付要綱 (令和 2 年 3 月 27 日付け厚生労働省発基安 0327 第 2 号) 及び被ばく線量低減設備改修等補助金事業実施要領 (令和 2 年 3 月 27 日付け基発 0327 第 17 号) の規定によるほか、交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 申請者及び補助対象放射線防護用器具の詳細
別紙 1 の内容について電子情報で提出したとおり。
- 2 間接補助対象経費及び間接補助金交付申請額 (予定)
別紙 2 の内容について電子情報で提出したとおり。
- 3 添付資料
※ 添付資料には、以下の資料を添付すること。
 - (1) 労働保険概算増加概算確定保険料申告書 (雇用保険分)、労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (雇用保険分)、労働者災害補償保険特別加入証明書 (個人事業主等の場合) (写) のいずれか
 - (2) 別紙 3 に関する資料 (様式 1 の 2)
 - (3) 間接補助対象経費内訳及び総額の見積書
 - (4) 申請する器具が実施要領別表の第 1 欄に適合することが分かるメーカーが発行する

仕様書等

- (5) 平成 29 年度から平成 31 年度の各年度において、眼の水晶体に受ける等価線量が 1 年間につき 20 ミリシーベルトを超えた労働者を有する場合は該当者全員分に係る当該内容を示す書類（被ばく線量測定サービス業者からの被ばく線量報告書の写し等）